

お ち か 小値賀町ふるさと留学

～小値賀をあなたの第2のふるさとに～

令和2年度 募集要項

【第1期生募集開始】



あなたはどんな「夢」をもっていますか？
その「夢」に向かって歩んでいますか？
ここ小値賀では、あなたの夢をかなえるため
励まし、鍛え上げ、支えます

主 催 小値賀町ふるさと留学協議会

事務局 小値賀町ふるさと留学協議会事務局
(小値賀町総務課企画係内)
〒857-4701 長崎県北松浦郡小値賀町
笛吹郷 2376 番地 1
T E L : 0959-56-3111
F A X : 0959-56-4185
Eメール : soumuka@town.ojika.lg.jp

目 次

	項
令和 2 年度小値賀町ふるさと留学生募集要項	3 ~ 4
• 留学のしおり	5 ~ 7
• 小値賀町ふるさと留学制度実施要綱	8 ~ 9
 【様 式 集】	
• (様式 1) ふるさと留学申込書	10 ~ 11
• (様式 2) 留学生アンケート	12
• (様式 3) 保健調査票	13 ~ 14
• (様式 4) 小値賀町ふるさと留学決定通知書	15
• (様式 5) ふるさと留学委託契約書	16 ~ 17
• (様式 6) 帰省交通費助成申請書	18
• (様式 7) 現地見学申込書	19 ~ 21

令和2年度 小値賀町ふるさと留学生募集要項

1 目的

この制度は、小値賀小学校・小値賀中学校及び北松西高校に転入学を希望する児童・生徒に対し、小値賀島内の受入れ保護者（以下「しま親」という。）の協力を得て受入れを実施し、島の児童・生徒とともに生活することで島の自然や文化・心の豊かさに触れ、あわせて地元の子どもの教育の充実・向上につなげます。

2 募集基準

- (1) 小値賀の教育の良さを理解し、自らの意思で転入学を希望する健康な児童・生徒
- (2) 豊かな体験と思い出づくり等により、第2の故郷を求める児童・生徒
- (3) 島の大自然の中で様々な体験活動を希望する児童・生徒
- (4) 小学5年生から高校生までの児童・生徒
- (5) 募集人数：2名

3 留学期間と契約

- (1) 留学の期間は、原則として4月から翌年3月までの1年とします。但し、継続を希望する場合は、小値賀町ふるさと留学協議会（以下「協議会」という。）が審査の上、判断して契約を更新します。
- (2) 契約は、協議会が立ち会いのもと、留学生の実親としま親の間で行い、契約事項を誠実に守ることとします。

4 留学に関わる費用

- (1) 留学生の実親には、委託料として一人あたり月額4万円（翌々月分）を毎月25日までに納入していただきます。
- (2) 医療費、衣料費、小遣いなど留学生の生活に必要な費用は実親負担です。
- (3) 学校に納入する教材費・給食費等は実親負担です。（PTA会費・各種懇親会等の参加費はしま親負担です。）
- (4) (2)と(3)については、実親としま親が協議の上概算で預かり、別途精算します。
- (5) 夏季及び冬季休業前後の帰省にかかる留学生本人の交通費については、年間2往復を上限に予算の範囲内で助成します。

- | | |
|---------|--|
| ① 助成対象者 | 留学生本人 |
| ② 助成の範囲 | 小値賀ー佐世保港・博多港までのフェリー料金及び、佐世保港・博多港ー帰省地の最寄駅までのJR運賃
※フェリー料金は、国境離島島民割引運賃とします。
※JR運賃は、新幹線自由席利用で算定した額とし、利用交通機関を問わず定額とします。 |
| ③ 助成回数 | 年間2回（夏季休業中1往復分・冬季休業中1往復分） |
| ④ 助成率 | 予算の状況により決定します。
※助成できない可能性もあります。 |

- (6) 留学生の事故等に対応するため、全国山村留学協会総合補償制度（引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社）に加入していただきます。保険料は実親負担（1人当たり年額約25,000円）とし、年度始めの4月25日までに納入していただきます。

5 しま親

- (1) しま親は、留学生を家族の一員として、他の家族と区別することなく接し、深い理解と愛情をもって、心身の健全な成長を願い、養育にあたります。
- (2) しま親は、学校運営に対し実親と同様の立場で参加します。また、しま親は実親との連絡を密にし、留学生に対し適切な対応を心がけます。
- (3) しま親は、留学生に事故や大きな病気等が発生しないように最善の注意を払います。発生した場合には、しま親が適切な処置を行うとともに協議会に報告し、両者の協議の上で対応します。
- (4) 留学生は、長期休業中は原則帰省するものとしていますが、滞在しようとする場合は、実親としま親が協議して決定します。

6 解約

次の事項に該当する場合は、協議会の立会いの上で、解約することができます。

- (1) 留学生の問題行動により、指導監督が困難であると判断されたとき
- (2) 委託料の不納及び契約違反が生じたとき
- (3) 家庭の事情などにより、解約希望が生じたとき
- (4) 申込書及び契約書等に虚偽があるとき
- (5) その他協議会が認める事情が生じたとき

7 その他

- (1) この要項及び小値賀町ふるさと留学制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるものの他、必要な事項が生じた場合は、実親、しま親、協議会が協議の上、対処することとします。
- (2) この要項は、令和元年10月1日から施行します。

留学までの手順

- 1 留学申込書（様式1）及び必要書類（様式2・3）を協議会事務局に提出します。
×切：令和元年12月20日（金）※当日消印有効
- 2 留学の決定がなされたら、決定通知書（様式4）とともに、ふるさと留学委託契約書（様式5）を送付します。（1月下旬まで）
- 3 しま親との連絡や転出入の準備その他の手続きをします。（2～3月）
- 4 春休み中にそれぞれの島への転入手続きを済ませます。
- 5 4月上旬の始業式には、留学生の実親も一緒に出席します。同日、協議会立ち会いの上、正式に契約をします。必要事項を記入したふるさと留学委託契約書（様式5）と印鑑をご持参ください。

留学のおしり

小値賀町ふるさと留学協議会
小値賀町立小値賀小学校
小値賀町立小値賀中学校
長崎県立北松西高等学校

1 転校の手続き

- (1) 現在の住所のある役所等に転出届けを出し、小値賀町役場に転入届を出します。
 - ・遠隔地保険証等の交付については、事前に当該町役所と連絡を取ってください。
 - ・住民票異動の期日については、事前に協議会と連絡を取ってください。
- (2) 現在通っている学校から在学証明書と教科用図書受給証明書が発行されますので、転入後、各学校に提出してください。
 - ・転校する旨を現在通っている学校に伝え、転校に関わる事務処理をしてもらいます。

<転入先学校>

【学校名】小値賀町立小値賀小学校・小値賀町立小値賀中学校
【住 所】長崎県小値賀町中村郷71番地2（同じ敷地内です）
【電 話】（小学校）0959-56-3141（中学校）0959-56-2177
【学校名】長崎県立北松西高等学校
【住 所】長崎県小値賀町笛吹郷2657番地3
【電 話】0959-56-3155

- (3) 契約書やしま親との面談、転居については、連絡を取り合って決定します。

2 準 備

- (1) 寝具、衣類、日用品については、しま親と相談し、必要に応じ持参します。
- (2) 学用品については、現在使っているものを使用できます。
 - ・教科書については、現在使っている教科書を持参してください。使用教科書が異なる場合は、新たに給与されます。

3 経 費

- (1) 実親の負担する委託料は、**月額40,000円**です。（毎月25日までに翌々月分を納入）
- (2) その他の経費 ※令和元年度の金額です。（参考）
 - ・給食費 月額（小学生）4,000円（2人目以降は半額）
（中学生）5,000円（ // ）
（高校生）弁当
 - ・教材費 小中学生は無料（町補助）、高校生は実費
 - ・部活動振興会費（中学生）年額1,000円
（高校生）年額 900円
 - ・部活動費（中学校）月額1,500円
（高校生）部活動ごとに活動費が違います。
※小学校でもクラブ活動（任意）があります。
 - ・傷害保険及び賠償責任保険（年額25,000円前後）

- ・PTA会費 年額 (小学生) 4, 200円
(中学生) 3, 700円
(高校生) 4, 800円
- ・その他必要な経費

4 生活

- (1) 実親が来校した時は、担任やしま親との懇談を設定します。
- (2) 実親としま親は、定期的に連絡(週1回以上)を取り合い、留学生についての情報を共有します。
- (3) 学校は、しま親と実親の両者に学校だよりや学校からの連絡物、その他留学生に係る学校生活の様子を伝えます。(実親へは、定期的に月1回以上)
- (4) 通知表等、学業成績に関わる情報は、実親・しま親の両者が確認します。
- (5) 問題が生じたときは、実親・しま親・学校・協議会が協力して対応します。
- (6) 長期休業中は、原則として実親のもとへ帰省します。ただし、滞在を希望する場合は、実親としま親が協議して決定します。その際の委託料は別に定めたとおりとします。
- (7) 通学は、学校の定めた方法で行います。(徒歩、自転車等)
- (8) 寝具と小遣い等の必要額については、しま親と相談して決定します。
- (9) 修学旅行は、小学生は6年時に、中学生は3年時、高校生は2年時に行います。次の修学旅行は、令和2年度からとなります。(町から一部補助が出ます)
- (10) 制服・体操服・カバン・通学靴等は、現在使用しているもので構いませんので、新たに購入する必要はありません。
- (11) その他、学校生活に関わることは「生徒心得」に従ってください。

5 学習

- (1) 教科書は、現在の学校で使用しているものを持参してください。出版社が異なるものは新たに給与されますので、購入は不要です。ただし、一旦、給与されたものを紛失している場合は、自費で購入することになります。
- (2) 中学校には男子野球部、男子陸上部、女子バドミントン部、女子ソフトテニス部、吹奏楽部があり、全員入部しています。佐世保市中総体にも出場します。
- (3) 高校は、男子野球部、陸上部、女子バドミントン部、女子ソフトテニス部、吹奏楽部があり、全員入部しています。県高総体にも出場します。
- (4) 学校での勉強だけでなく、公民館の活動(海岸清掃、公園清掃、放課後子ども教室)や地域の行事にも参加し、地域の方々と交流しながら、たくさんのことを学びます。
- (5) 小値賀のこども達はよく勉強し、県内でも優秀な成績をおさめています。宿題の量も通常の学校よりも多いかもしれませんが、頑張って取り組みましょう。
- (6) 小値賀町では10年前から小中高一貫教育に取り組んでおり、小中高の教職員が教科における専門性を活かし、児童・生徒の学力向上を図っています。また中学3年生が高校の学習方法を学ぶため、高校の教員が主となる「つなぎ授業」や、小学6年生と中学1年生と一緒に授業を行う「合同教科」など、様々な取り組みを行っています。
- (7) このほかにも、保護者負担軽減のため、下記のとおり町からの様々な補助があります。
 - ①保育料無償化・・・こども園の保育料を補助しています。(給食費のみ実費)
 - ②給食費の助成・・・小値賀小中学校では給食費の一部を補助しています。
 - ③教材費の無償化・・・小中学校で使うテストやドリル等の教材費を補助しています。

- ④各種検定料無償化・・・中学校でチャレンジする英検、漢検、数検の検定料を補助しています。※高校の英検の検定料も一部補助しています。
- ⑤部活動遠征費補助・・・中学校、高校の部活における島外遠征費の一部を補助しています。
- ⑥野外宿泊学習費の補助・小中学校の野外宿泊活動費を全額補助しています。
- ⑦インフルエンザ 接種の助成・・・1 歳～12 歳 500 円、13 歳～18 歳 1,000 円（個人負担）
- ⑧こども医療費の助成・・・1 ヶ月の受診回数 1 回につき 800 円（上限 1,600 円）
（個人負担）
- ⑨修学旅行の補助・・・小中高校の修学旅行費の一部を補助しています。

小値賀町ふるさと留学制度実施要綱

(目的)

第1条 この制度は、小値賀小学校・小値賀中学校及び北松西高校に転入学を希望する児童・生徒に対し、小値賀島内の受入れ保護者（以下「しま親」という。）の協力を得て受入れを実施し、島の児童・生徒とともに一緒に生活することで、島の自然や文化・心の豊かさに触れ、あわせて地元の子どもの教育の充実・向上を図る。

(協議会)

第2条 小値賀町でふるさと留学を推進するにあたっては、地域内の様々な関係者が連携して取り組む、小値賀町ふるさと留学協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、地域及び学校教育の関係者、しま親代表者の中から、町長が委嘱する。

3 協議会の定数は、15人以内とし、その任期は1年間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会には会長1名を置き、委員の互選とする。

(応募基準・決定)

第3条 ふるさと留学の応募基準は、次のとおりとする。

(1) 小値賀の教育の良さを理解し、自らの意思で転入学を希望する健康な児童・生徒

(2) 豊かな体験と思い出づくり等により、第2の故郷を求める児童・生徒

(3) 島の大自然の中で様々な体験活動を希望する児童・生徒

(4) 小学5年生から高校生までの児童・生徒

2 ふるさと留学の申し込みは、申込書（様式1）に様式2、様式3を添えて協議会に提出する。

3 ふるさと留学の決定は、応募児童・生徒の健康状態、受入れ学校の状況、しま親の確保などを総合的に勘案して、小値賀町教育委員会の承認を経て、協議会が決定し、保護者に様式4で通知する。

(留学の期間)

第4条 留学の期間は、原則として1年とする。但し、継続を希望する場合は、協議会が審議の上、判断する。

(履行事項)

第5条 決定を受けた留学生、実親及びしま親は、次の事項を履行しなければならない。

(1) 留学生は、転入学する校区内に住民登録すること。

(2) 健康保険証を持参すること。

(3) ふるさと留学に関する契約書の締結は、協議会の立会いの上で行うこと。

(4) 寝具等、日常生活に必要なものは、しま親と相談し、必要に応じ持参すること。

(5) 留学生から実親へ電話する場合は、コレクトコールを基本とすること。

(6) 留学生は、携帯電話・パソコンをしま親宅に持ち込まないこと。特別な事情により持ち込む場合は、実親としま親が協議し決定すること。

(留学の経費)

第6条 ふるさと留学に係るしま親への委託料は、当分の間月額12万円とする。その内訳は、実親4万円、町助成金8万円とする。また、委託料は、それぞれ前々月25日までに協議会口座に入金しなければならない。

2 留学期間1月未満の委託料は、16日以上は1月とし、16日未満については、4,000円に日数を乗じた額とする。この場合、実親は委託料の3分の1を負担し、町は3分の2を助成する。

3 ふるさと留学に係る経費のうち、給食費、学校教材費の一部、医療費、学用品費、衣料費、通信費、遠足・旅行経費、部活動費及びその他児童・生徒にかかるものは、実親が負担しなけ

ればならない。

- 4 長期休業中における昼食代については、実親は、1日400円をしま親に支払うものとする。ただし、授業日において、臨時的に学校給食が実施されない場合の昼食にかかる経費はしま親負担とする。
- 5 しま親がやむを得ず、一家留守をせざるを得ない状況が発生した場合は、速やかに協議会に連絡するとともに、その期間の留学生の宿泊等については、協議会と協議の上、定めるものとする。その場合、しま親の代わりに臨時的に留学生を受け入れた家庭に支払う委託料は、1人1泊4,000円とする。

(しま親の委嘱と義務)

- 第7条 しま親は、ふるさと留学制度を理解し、受入れ児童・生徒を家庭的に健やかに養育できる環境を保持できる家庭の中から協議会が委嘱する。
- 2 しま親は、実親とよく連携を図り、受入れ児童・生徒を家庭的に養育し、健やかな成長に向かって努力する。また、実施要綱や契約条項の履行を継続し難い事由が生じた時は、しま親を辞退しなければならない。

(事故発生時の処置)

- 第8条 留学生に病気または何らかの事故が発生した場合は、しま親が適切な処置を行う。
- 2 しま親は、実親に速やかに事故等の内容を報告し、指示を受けると共に、協議会に経過を報告する。また、必要に応じ、協議会が対応を行うものとする。
 - 3 留学生は、全国山村留学協会総合補償制度(引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社)に加入するものとし、その経費は実親負担とする。

(留学生の帰省等)

- 第9条 留学生は、長期休業中は原則帰省するものとし、滞在しようとする場合は、実親としま親が協議し決定しなければならない。また、実家までの帰省等については、実親または実親に委任を受けた者が引率しなければならない。
- 2 長期休業の期間は、小値賀小中学校及び北松西高校の定める期間とする。
 - 3 夏季及び冬季休業前後の帰省にかかる留学生本人の交通費については、年間2往復を上限に予算の範囲内で助成する。

(留学生の締結)

- 第10条 契約書(様式5)は、留学者の保護者、しま親、協議会の三者が立会いの下で締結する。
- 2 保護者は、連帯保証人1名をつけなければならない。

(契約の解約)

- 第11条 次の事項に該当する場合は、協議会の立会いの上で、解約することができる。
- (1) 留学生の問題行動等により、指導監督が困難であると判断されたとき
 - (2) 委託料の不納及び契約違反が生じたとき
 - (3) 家庭の事情などにより、解約希望が生じたとき
 - (4) 申込書及び契約書等に虚偽があるとき
 - (5) その他協議会が認める事情が生じたとき

(その他)

第12条

- 1 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、実親、しま親、協議会が協議の上、定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、令和2年度受入れに係る経費から適用する。

小値賀町ふるさと留学申込書

ふりがな 留学生氏名		性 別		(生年月日) 年 月 日		
現住所	〒 _____				写真添付 4cm×3cm	
(連絡先)	Tel _____ Fax _____ Mail _____					
現在の 学校名 学 年	----- 立 ----- 小・中・高等学校 第 ____ 学年					
ふりがな 保 護 者 氏 名		続 柄		(生年月日) 年 月 日		
家 族 状 況	氏 名 (ふりがな)	生年月日	続柄	氏 名 (ふりがな)	生年月日	続柄
		大・昭・平・令 年 月 日			大・昭・平・令 年 月 日	
		大・昭・平・令 年 月 日			大・昭・平・令 年 月 日	
		大・昭・平・令 年 月 日			大・昭・平・令 年 月 日	
		大・昭・平・令 年 月 日			大・昭・平・令 年 月 日	
緊急時の 連絡先	() の 勤務先	会社名等				
		住 所				
		電話番号				
	その他	関係先名	TEL			
★本人の健康状況・病歴・既往症・身辺処理等しま親に伝えておきたいこと						
★本人の性格や生活行動での留意点、留学中に伸ばしてほしい面など						

様式 1 (裏面)

<p>★ふるさと留学を希望する理由</p> <p>本人欄は、自筆で必ず記入してください。(本人が「小値賀に来たい」と思う気持ちを協議会では重要視しています。)</p>	<p>保 護 者</p>	
	<p>本 人</p>	

小値賀町ふるさと留学協議会長 様

下記の(児童・生徒)を、令和 年度小値賀町ふるさと留学生として、
()学校への(入学・転入学)を希望しますので、保護者の責任において申し込みます。

令和 年 月 日

本人署名 _____

保護者署名 _____

- ・「★ふるさと留学を希望する理由」の欄は、できるだけ詳細にご記入ください。
- ・本文書の内容については、双方の連絡のみに使用し部外秘とします。ただし、留学決定後は、学校にも記載事項の情報を提供します。

ふるさと留学生の皆さんへアンケート（部外秘）

なまえ（ ）

○ あなたは、島でどのような生活や学習をしたいと思いますか？

○ あなたは、島での生活に心配なことがありますか？

○ 島のともだちに伝えたいことを書いてください。

○ 次の質問にこたえてください。

- ・食べ物好き嫌いはありますか？ ある（ ） ・ ない
- ・好きなこと、とくいなことは何ですか？（ ）
- ・にがてなことは何ですか？（ ）
- ・バッタやせみなどの虫を手でさわれますか さわれる ・ さわれない
- ・魚つりをしたことはありますか？ ある ・ ない
- ・泳ぐことはできますか？ 泳げる（ m） ・ 泳げない

様式 3 (表面)

保 健 調 査 票 (部外秘)

氏 名				性 別			
生年月日	年	月	日	血液型	型 Rh (+・-)		
実親 緊急連絡先	①TEL _____ 続柄： ②TEL _____ 続柄：						
実親につ いて	氏名 _____ 続柄： 住所 _____ TEL：						
しま親につ いて	氏名 _____ 住所 _____ TEL：						
既往症 ※これまで に罹ったこ とのある病 気の番号に ○をし、そ の年齢を記 入してくだ さい。	1	はしか (麻疹)	オ	10	喘息・慢性気管支炎	オ	
	2	三日はしか (風疹)	オ	11	耳 [病名]	オ	
	3	おたふく風邪 (流行性耳下腺炎)	オ	12	鼻 [病名]	オ	
	4	水ぼうそう (水痘)	オ	13	心臓病 [病名]	オ	
	5	川崎病	オ	14	その他 [病名]		
	6	腎臓病	オ			[病名]	オ
	7	肝臓病	オ			[病名]	オ
	8	糖尿病	オ			[病名]	オ
	9	けいれん・ひきつけ	オ			[病名]	オ
予防接種 について	種 類	接 種 時 期		接種の有無		副反応の有無	
	麻疹・風疹	1歳から2歳の間		した・しない		有 無	
		5歳から7歳の間		した・しない		有 無	
	BCG	生後6ヶ月までの間		した・しない		有 無	
	おたふく風邪	生後12~15ヶ月までの間		した・しない (回数：1回・2回)		有 無	
	水ぼうそう	生後12~15ヶ月までの間		した・しない (回数：1回・2回)		有 無	
	三種混合 (ジフテリア ・百日ぜき・破傷風)	生後3~11ヶ月までの間		した・しない		有 無	
生後12ヶ月~7歳半		した・しない		有 無			
食物アレ ルギーに ついて	食物アレルギー	なし・あり (食品名：) (症 状：)					
	そ の 他	なし・あり (原因物質：) (症 状：)					
	学校給食等で気をつけてほしいことがあればご記入ください。						

様式 3 (裏面)

体の様子 (次の項目に当てはまるものがあれば○印を記入してください)

区分	項目	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2
内科	1 熱が出やすい								
	2 頭痛をおこしやすい								
	3 腹痛をおこしやすい								
	4 吐きやすい								
	5 下痢をしやすい								
	6 便秘しやすい								
	7 動悸や息切れがある								
	8 立ちくらみや貧血をおこしやすい								
	9 湿疹やじんましんがでやすい								
	10 喘息がでやすい								
	11 かぜをひきやすい								
	12 疲れやすい								
	13 登校時、心身の異常を訴えることがある								
	14 朝起きにくく、午前中調子が悪いことがある								
眼科	15 遠くを見るときに目を細める								
	16 目やにがよく出たり、充血しやすい								
	17 よく目がかゆくなる								
	18 目がかわきやすい								
	19 眼鏡(コンタクト)を使用し始めた時期 () 歳から								
耳鼻咽喉科	20 耳が聞こえにくい(右・左)								
	21 中耳炎になりやすい								
	22 かぜをひいていなくても鼻がつまる								
	23 鼻血が出やすい								
	24 へんとう腺がよく腫れる								
25 普段、口を開けていることが多い									
歯科	26 歯が痛むことがある								
	27 歯ぐきが腫れたり、出血しやすい								
	28 冷たいものが歯にしみる								
	29 あごの関節が痛むことがある								
	30 歯ならびで心配なところがある								
31 口のおい気になる									
その他									

※ 本文書の内容については、留学生の健康・安全を確保する目的のみに使用し、しま親及び学校にも情報を提供します。

様式 4

小値賀町ふるさと留学決定通知書

保護者 様

下記の（児童・生徒）を令和 年度小値賀町ふるさと留学生として（承認・不承認）したので通知します。

記

1. 児童・生徒名 _____
2. 転入学する学校 _____
3. 小値賀町ふるさと留学生第____号

令和 年 月 日

小値賀町ふるさと留学協議会長 ⑩

小値賀町ふるさと留学委託契約書

第1条 小値賀小学校・小値賀中学校及び北松西高校にふるさと留学を希望する児童・生徒（以下「留学生」という。）を受け入れ、ふるさと留学の実施に必要な事項を定めるために本契約を結ぶ。

第2条 留学生の保護者（児童・生徒に対し親権を行う者、親権を行う者がいないときは後見人。以下同じ。）を甲とし、これを受け入れる家庭（留学生を養育する者）を乙とし、小値賀町ふるさと留学協議会（以下「協議会」という。）を丙として、留学生の委託について、児童福祉の理念により、留学生のより良い生活を実現するとともに、健全育成のため三者が誠意をもってあたるものとする。

第3条 受け入れる留学生は、小学5年生から高校3年生とし、その期間は原則として1年とする。ただし、継続を希望する場合は、三者で協議し契約を更新する。

第4条 甲は、委託料として、留学生一人あたり月額40,000円（翌々月分）を、毎月25日までに丙の口座に振り込むものとし、丙は留学生一人あたり月額120,000円を乙の口座に振り込むものとする。ただし、留学期間1月未満の場合は、16日以上を1月とし、16日未満については、4,000円に日数を乗じた額とする。この場合、甲は委託料の3分の1を負担する。また、休業中の昼食代として、甲は乙に1日400円を支払うものとする。

第5条 前条に定める他、留学生の就学に要する費用（学用品、給食費、その他の学校納付金等）、医療費、衣料費、通信費、留学生小遣い、遊具等に要する経費は、甲が負担する。これらの納入、支払いの方法については、甲乙協議して定めることとする。

第6条 留学生の転入や留学に必要な手続きは、乙及び丙の協力を得て、甲が行うものとする。

第7条 乙は、留学生を家族の一員として区別することなく接し、深い理解と愛情をもって、健全な身体及び豊かな情操と良識を持った人間になるよう誠実に養育する。

第8条 学校の長期休業中は原則帰省するものとし、滞在しようとする場合は、甲と乙が協議して決定する。

第9条 授業日において、臨時的に学校給食が実施されない場合の昼食にかかる経費は乙が負担する。

2 乙が一時的に住居を離れ留学生を養育できない事情が生じた場合、速やかに協議会に連絡するとともに、その期間の留学生の宿泊等については、協議会が適切な者に一時預かりを委託する。その際、発生する経費については、乙が負担する。

第10条 甲は、本契約の締結により留学生の扶養義務の全てを乙に委ねるものではなく、次に掲げる事項等の問題が生じた場合の責任の一切は、甲が負うものとする。

（1）留学生に、病気あるいは事故などにより身体に異常が生じた場合、乙は医師または医療機関に相談する等、適切な処置を取るとともに、速やかに甲に連絡を取り、その後の処置は甲が負う。

- (2) 留学生の問題行動、または重大な事故や病気が発生した場合、乙は丙と協議の上、必要な処置を取るとともに、甲に連絡を取るが、その後の処置は甲が負う。
- (3) 留学生の養育が困難になったとき、乙は甲及び丙と協議し、その後の処置は甲が負う。
- (4) 留学生が、故意または過失によって不測の事故を起こした場合の処置は甲が負う。

第 11 条 甲は、前条に掲げる事故等が生じても、乙並びに丙に一切の損害賠償の請求はしない。

第 12 条 留学生は、全国山村留学協会長期留学保険（傷害保険・賠償責任保険）に加入し、その経費は甲が負担する。

第 13 条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲、乙、丙三者が協議して本契約を解除することができる。

- (1) 留学生の問題行動等により、指導監督が困難であると判断されたとき
- (2) 委託料の不納及び契約違反が生じたとき
- (3) 家庭の事情などにより、解約希望が生じたとき
- (4) 申込書及び契約書等に虚偽があるとき
- (5) その他協議会が認める事情が生じたとき

第 14 条 本契約に定めるものの他、必要な事項が生じたときは、甲、乙、丙三者が協議する。

本契約を証するため、本書を4通作成し、甲、乙、丙及び甲の保証人が自署押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

留学生 氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日 性別 _____ 甲との続柄 _____

甲 住 所 _____

(保護者) 氏 名 _____ 印 _____

連帯保証人 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

【甲との関係： _____】

乙 住 所 _____

(しま親) 氏 名 _____ 印 _____

丙 住 所 _____

(協議会) 会長氏名 _____ 印 _____

小値賀町ふるさと留学 帰省交通費助成申請書（夏季・冬季休業）

小値賀町ふるさと留学協議会長 様

下記により帰省しましたので、領収書を添付し、交通費の助成を申請いたします。

申請日	年 月 日
申請者氏名	印
留学生氏名	
帰省先住所	〒
帰省先JR 最寄り駅	都・府・県 駅
帰省期間	(小値賀を発った日) (小値賀に着いた日) 年 月 日 ~ 年 月 日
添付した領収書	
助成振込口座	銀行 _____ 支店 _____
	預金種目 _____ 口座番号 _____
	カナ _____
	口座名義人 _____

【帰省に係る交通費の助成について】

- 1 助成対象者 留学生本人
- 2 助成の範囲 小値賀から佐世保港・博多港フェリー及び佐世保港・博多港から帰省地最寄り駅までのJR運賃
 ※フェリー料金は、国境離島島民割引運賃とします。
 ※JR運賃は、新幹線自由席利用又は在来線で算定した額とし、利用交通機関を問わず定額とします。（利用できる割引を活用した額）
- 3 助成する回数 夏季休業中1往復分、冬季休業中1往復分の年間2回
- 4 助成率 予算の状況により決定します。 ※助成できない可能性もあります。
- 5 その他
 - ・出迎えに来る保護者等の交通費の助成はありません。
 - ・留学開始時及び終了時の交通費の助成はありません。
 - ・助成金は、帰省終了後に領収書を添付して申請書を提出し、助成額の決定後、指定口座に振り込みます。

小値賀町ふるさと留学現地見学申込書

No.2

※ この資料は、現地を見学される際、学校・しま親へ配付する大切な資料ですので、お子様の現状について、できるだけ詳細にご記入ください。

	ふりがな 児童生徒氏名
1 「ふるさと留学制度」を何でお知りになりましたか？	
2 小値賀町のふるさと留学を検討されている理由は何ですか？	
3 お子様は、留学によりどんなことを学び、体験したいと言っていますか？	
4 保護者として、留学に何を期待されていますか？	
5 現在通っている学校やご家庭でのお子様の様子についてご記入ください。	
[学校での様子] [ご家庭での様子]	

6 その他

※留学制度についてのご質問・その他についてご記入ください。